

# 労働安全衛生 マネジメントシステム

～効果的なシステムの実施に向けて～

## 【労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(改正版)及び 危険性又は有害性等の調査等に関する指針掲載】

労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)の構築には、決まった方法や順序はありません。自分の事業場(会社)の安全衛生管理活動の現状を確認し、その現状に合わせて取り組むべき事項を決め、無理することなく、できるところから構築していくことが大切です。

積極的にOSHMSの導入、構築を進め、更なる安全衛生水準の向上を図りましょう！

